

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正ほか184名

一審被告 関西電力株式会社

## 証拠申出書

平成29年6月30日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

### 1 証人の表示

〒113-0032

東京都文京区弥生1-1-1

東京大学地震研究所

瀬戸 一起（呼出・主尋問60分）

### 2 立証の趣旨

- (1) 平成28年12月9日付けで地震調査研究推進本部地震調査委員会「震源を特定した地震の強震動予測手法（『レシピ』）」が修正された趣旨
- (2) 本件原発の基準地震動策定においてはレシピ（イ）の手法が用いられるべきであり、一審被告の評価手法には重大な誤りがあること
- (3) 耐震安全性評価に係る地震の科学の限界に鑑みれば、本件原発の基準地震動は将来起こりうる地震に対する備えとして十分とはいえないこと

### 3 尋問事項

別紙尋問事項記載

### 4 尋問の必要性

- (1) 前原子力規制委員会の委員長代理である島崎邦彦氏は、同委員退任後、垂直

あるいは垂直に近い活断層の地震の地震規模の予測において、入倉・三宅式を用いると過小評価のおそれがある旨を繰り返し指摘してきた。本件原発の基準地震動にもっとも寄与する活断層であるFO-A～FO-B～熊川断層は、基本的に垂直の断層とされ、これに入倉・三宅式を当てはめた場合の評価が基準地震動の大半を占める本件原発は、まさに島崎氏の指摘が当てはまり、基準地震動の過小評価のおそれが強い。そして、第11回口頭弁論期日において実施された島崎氏の証人尋問により、地震調査研究推進本部地震調査委員会（「地震本部」）「震源を特定した地震の強震動予測手法（『レシピ』）」平成28年12月9日付けの修正を踏まえれば、本件原発の基準地震動の策定に当たり、入倉・三宅式によって地震規模を設定するレシピ（ア）の手法を用いるべきではなく、松田式等により地震規模を設定する（イ）の手法を用いるべきことが明らかになった。

然るに、一審被告及び原子力規制委員会においては、まったくレシピの修正を踏まえた評価を行わず、未だに入倉・三宅式を用いて本件原発の基準地震動を策定している。したがって、本件原発の基準地震動が過小評価となっているおそれがある。

- (2) 証人は、強震動地震学の第一人者であり、昨年度まで、レシピを所管する地震本部の強震動評価部会強震動予測手法検討分科会の主査及び同部会の部会長を務めた。甲457など情報開示請求により公開された資料から、証人の問題提起によりレシピが修正されたことは明らかとなっている。

証人は、昨年度の日本地震学会において熊本地震を踏まえたレシピの検証を行い、活断層の地震の地震動予測にはレシピ（イ）の手法を用いるべきという見解を公表している。

- (3) また証人は、平成23年まで、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会「地震・津波、地質・地盤合同WG」Cサブグループの主査を務め、強震動の専門家として本件原発の基準地震動の審査にも関

与している。

- (4) 以上から、本件原発の基準地震動策定に当たり、レシピ（ア）を用いることが許容されるのか否かについて、証人の専門的意見を直接聴取することが本件審理に資することは明白であり、尋問の必要性は明らかである。
- (5) さらに証人は、東北地方太平洋沖地震とそれに伴う原発事故後、地震の「三重苦」を指摘する等、地震の科学の限界を積極的に発信し、その知見は原判決にも色濃く反映されている。本件原発の基準地震動は地震の科学の限界を十分踏まえたものとはなっておらず、将来起こりうる地震に対する備えは十分とはいえないことについて、証人よりその専門的意見を直接聴取することが本件審理に資することも明白であり、尋問の必要性は明らかである。

以上

別紙

尋問事項（証人 瀬瀬 一起）

- 1 証人の経歴
- 2 平成28年12月9日付けで地震本部の「レシピ」が修正された経緯
- 3 本件原発の基準地震動策定において同「レシピ」(ア)と(イ)のいずれを用いるべきかについて
- 4 地震の科学における予測の限界の観点からして、現在の基準地震動は将来起こりうる地震への備えとして十分といえるかについて
- 5 その他本件に関連する事項一切

以上